

国土建第459号  
国土建整第93号  
平成28年3月4日

(一社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



### 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置の制定について

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、国土交通省は、建築物の安全性確保や国民の不安払拭を図る観点から、平成27年10月に「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会（委員長：深尾精一首都大学東京名誉教授）」を設置し、再発防止策等について専門的見地から検討いただき、昨年12月25日に中間とりまとめを提出いただいたところです。

中間とりまとめにおいては、

- ・国土交通省において、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき施工ルールを作成し、提示すること
- ・基礎ぐい工事に携わる会員企業の多い建設業団体等においては、国土交通省が示す一般的施工ルールに準拠し、現場に即した自主ルールを速やかに策定すること

等が再発防止策として提言されております。

今般、上記提言を受け、建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項の規定に基づき、建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき措置を定めた告示を定め、本日より施行することといたしました。

つきましては、貴団体におかれては、本告示の趣旨をご理解の上、適切な運用にご協力をいただくようお願いいたします。

また、基礎ぐい工事に関する適正な体制構築に関し、本告示のほか、「基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインの策定について」（平成28年3月4日付け国住指第4239号）、「基礎ぐいの適正な設計について」（平成28年3月4日付け国住指第4240号）及び「基礎ぐい工事に関する中間検査等について」（平成28年3月4日付け国住指第4241号）を添付しますので、併せてご参照いただきますようお願いいたします。

なお、本告示において、

- 基礎ぐい工事とは、くい先端の支持力を主として考慮し掘削孔内に既製コンクリートぐいを沈設する工法を採用した基礎ぐい工事であること
- 工事監理者とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をする者であること

にご留意願います。